（液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成九年通商産業省令第十一号）の一部を次のように改正する。

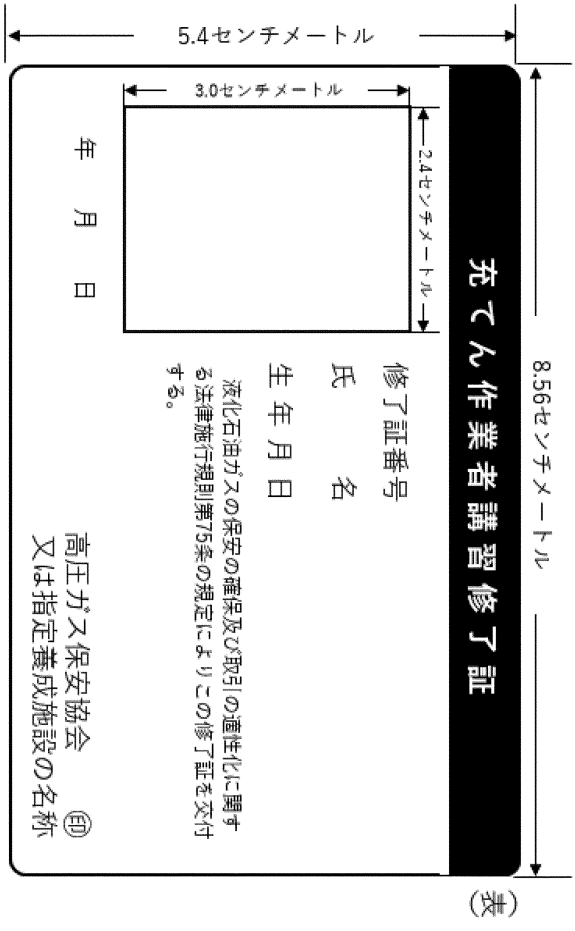
次の表のように改める。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（免状の交付の申請） **第九十五条**　法第三十八条の四第一項の液化石油ガス設備士免状（以下「免状」という。）の交付を受けようとする者は、様式第五十一による申請書に同条第二項各号の一に該当する者であることを証明する書類及び写真（その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢の記載された縦三センチメートル、横二・四センチメートルのものであって、申請前六月以内に撮影した無帽かつ正面上三分身像の無背景のもの。第九十七条において同じ。）を添付して次に掲げる都道府県知事に提出しなければならない。ただし、様式五十一による交付申請書を提出する日が交付を受けようとする免状に係る液化石油ガス設備士試験に合格した日の属する年度と同一年度である場合は、様式第五十五による受験願書の提出又は第百四条第二項に規定する写真の提出をもって、写真の添付を省略することができる。 一～三　（略）	（免状の交付の申請） **第九十五条**　法第三十八条の四第一項の液化石油ガス設備士免状（以下「免状」という。）の交付を受けようとする者は、様式第五十一による申請書に同条第二項各号の一に該当する者であることを証明する書類及び写真（その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢の記載された縦三センチメートル、横二・四センチメートルのものであって、申請前六月以内に撮影した無帽かつ正面上三分身像の無背景のもの。第九十七条において同じ。）を添付して次に掲げる都道府県知事に提出しなければならない。 一～三　（略）

様式第四十二及び様式第五十二を次のように改める。

様式第42（第75条関係）



備考　白色のプラスチック板を用いること。